

## ※ 健全性の診断について

点検・調査の結果に基づき、健全性の診断を行い、診断結果により下表のとおり区分します。

表 トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示  
(平成 26 年 3 月国土交通省告示、同年 7 月 1 日施行)

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

点検結果に基づき、効率的な維持及び修繕が図られるよう必要な措置を講じます。

### 対策の優先順位の考え方

- ・ 損傷度合・・・・・・・・・・・・・・・・（判定区分Ⅳ＞判定区分Ⅲ＞判定区分Ⅱ 等）
- ・ 損傷が第三者に与える影響・・（跨道・跨線部・階段部 等）
- ・ 路線の重要度・・・・・・・・・・・・（迂回路の有無 等）

などを勘案し、計画的に修繕を行います。